

平成22年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7769）

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
肝炎治療特別促進事業	128,730	116,710	12,020	62,376		16	66,338	
トータルコスト	131,957千円（前年度 120,024千円） [正職員：0.4人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	インターフェロン治療に係る受給券交付業務、治療費支払業務							
工程表の政策目標(指標)	がん対策の推進、がん死亡率の減（19年度を基準とし、10年以内に20%減）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

高額な治療費が必要となる肝炎インターフェロン治療費の一部を、世帯の所得に応じて公費負担することにより、患者の経済的負担を軽減し、肝臓がんへの進行予防及び肝炎治療の促進を図る。

2 主な事業内容

肝炎インターフェロン受給者証交付申請者に対し、県が認定審査の上、肝炎インターフェロン受給者証を交付し、指定する医療機関に受給者証を提示することにより、保険医療費の月額自己負担上限額を上回る額を助成（現物支給）する。

区分	内容
治療の対象者	B型及びC型肝炎治療のため、肝炎インターフェロン治療を受ける者（助成期間：原則1年間）
医療費	肝炎インターフェロン治療費に対する医療費の助成 医療費公費負担額：123,146千円
その他経費	診療報酬支払事務委託料、非常勤職員、臨時職員経費等：5,584千円

平成22年4月より、次の3点について制度改正を行い、対象患者の負担軽減等を行う。

- ・自己負担限度額の軽減（原則1万円。ただし上位者所得者は2万円）
- ・B型慢性肝炎に対する助成対象の拡大（核酸アナログ製剤）
- ・本医療費助成制度の2回目利用を条件付きで認める

○自己負担限度額の軽減について

通常の保険適用

医療保険7割負担	自己負担3割
----------	--------

高額療養費制度の活用

医療保険7割負担	高額療養費制度により公費負担	高額療養費制度を活用後の自己負担限度額
----------	----------------	---------------------

医療費助成制度の活用

医療保険7割負担	高額療養費制度により公費負担	国1/2 県1/2 (助成部分)	自己負担限度額 (1万～5万) 下位所得層1万円/月 中間所得層3万円/月 上位所得層5万円/月
----------	----------------	---------------------	--

自己負担限度額の軽減

医療保険7割負担	高額療養費制度により公費負担	国1/2 県1/2 (助成部分)	自己負担限度額(原則1万円)ただし、上位所得層2万/月
----------	----------------	---------------------	-----------------------------

平成21年度まで

平成22年度より

3 これまでの取組、改善点

最近の経済状況の悪化による失業等で所得が減少し、本助成制度の月額自己負担限度額の支払いが困難となられた方がインターフェロン治療を中止されることがないように、申請により月額自己負担限度額を速やかに引き下げる県独自の緊急救済制度を創設し、平成21年6月より開始した。